

熊本県公報

第 1 1 6 8 4 号
平成 20 年 4 月 21 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○公有水面埋立に伴うしゅん功認可	(漁港漁場整備課) 1
○ "	(") 4
○道路の区域変更	(道路保全課) 4
○ "	(") 5
○熊本県標準鶏認定検査並びにふ化業者登録検査事務取扱要項の一部を 改正する要項	(畜産課) 5
公 告	
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画・技術管理課) 6

告 示

熊本県告示第 392 号

公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)第 22 条第 1 項の規定に基づき公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 しゅん功認可年月日
平成 20 年 3 月 31 日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 道路管理者 熊本県
天草市東浜町 8 番 1 号 天草市
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
 - A 工区
天草市河浦町宮野河内字元浦 261 の 7、263 の 6 地先公有水面
 - B 工区
天草市河浦町宮野河内字元浦 263 の 6、309 の 10 に介在する無番地(水路)地先並びに 309 の 10、309 の 2、309 の 1 及び 309 の 9 地先公有水面
 - C 工区
天草市河浦町大字宮野河内字元浦 309 の 9、312 の 2、312 の 1、字前田 313 の 13、313 の 1 及びこれらの区域に介在する無番地(道路)地先並びに 313 の 17、313 の 16、317 の 4 及び 317 の 1 地先並びに 318 の 1、322 の 1、323 の 3 及び 326 に隣接する無番地(道路)地先公有水面
 - D 工区
天草市河浦町大字宮野河内字前田 333 の 1、333 の 2 に隣接する無番地(道路)地先並びに 333 の 2、331 の 1、335 の 1、335 の 3、335 の 4、336 の 9 及び 336 の 7 地先公有水面
 - E 工区
天草市河浦町宮野河内字元浦 312 の 1、字前田 313 の 13、313 の 1 及びこれらの区域に介在する無番地(道路)地先並びに 313 の 17 地先公有水面
 - F 工区
天草市河浦町宮野河内字前田 333 の 1、333 の 2 に隣接する無番地(道路)地先並びに 333 の 2、331 の 1 地先公有水面
 - G 工区
天草市河浦町宮野河内字前田 313 の 17、313 の 16、317 の 4 及び 317 の 1 地先並びに 318 の 1、322 の 1、323 の 3 及び 326 に隣接する無番地(道路)地先公有水面
 - (2) 区域
 - A 工区
次の(1)の地点から(5)の地点までを順次直線で結んだ線及び(5)の地点と(1)の地点を結ぶ平成 11 年秋分の日(9月23日)の満潮位(DL+3.39メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
(1)の地点 三等三角点 女岳(北緯 32 度 17 分 35 秒、東経 130 度 09 分 16 秒)

	地点) から 307 度 06 分 1,684 メートルの地点	
(2) の地点	(1) の地点から 81 度 24 分 22 秒	11.29 メートルの地点
(3) の地点	(2) の地点から 174 度 14 分 01 秒	5.41 メートルの地点
(4) の地点	(3) の地点から 268 度 31 分 55 秒	8.35 メートルの地点
(5) の地点	(4) の地点から 251 度 00 分 33 秒	2.64 メートルの地点

B 工区

次の (23) の地点から (17) の地点までを順次直線で結んだ線及び (17) の地点と (23) の地点を結ぶ平成 11 年秋分の日満潮位 (DL+3.39 メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(23) の地点	三等三角点 女岳 (北緯 32 度 17 分 35 秒、東経 130 度 09 分 16 秒の地点) から 306 度 45 分 1,672 メートルの地点	
(7) の地点	(23) の地点から 352 度 11 分 34 秒	1.10 メートルの地点
(8) の地点	(7) の地点から 93 度 31 分 22 秒	9.63 メートルの地点
(9) の地点	(8) の地点から 174 度 24 分 27 秒	6.52 メートルの地点
(10) の地点	(9) の地点から 177 度 08 分 08 秒	13.33 メートルの地点
(11) の地点	(10) の地点から 180 度 03 分 06 秒	4.45 メートルの地点
(12) の地点	(11) の地点から 181 度 44 分 26 秒	1.78 メートルの地点
(13) の地点	(12) の地点から 182 度 44 分 19 秒	5.76 メートルの地点
(14) の地点	(13) の地点から 183 度 21 分 19 秒	5.14 メートルの地点
(15) の地点	(14) の地点から 184 度 59 分 43 秒	4.97 メートルの地点
(16) の地点	(15) の地点から 186 度 01 分 10 秒	4.28 メートルの地点
(17) の地点	(16) の地点から 186 度 45 分 01 秒	3.98 メートルの地点

C 工区

次の (24) の地点から (52) の地点までを順次直線で結んだ線、(52) の地点と (53) の地点を結ぶ平成 11 年秋分の日満潮位 (DL+3.39 メートル) における公有水面と陸地との境界線、(53) の地点から (61) の地点までを順次直線で結んだ線及び (61) の地点と (24) の地点を結ぶ平成 11 年秋分の日満潮位 (DL+3.39 メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(24) の地点	三等三角点 女岳 (北緯 32 度 17 分 35 秒、東経 130 度 09 分 16 秒の地点) から 305 度 02 分 1,629 メートルの地点	
(25) の地点	(24) の地点から 192 度 46 分 58 秒	1.54 メートルの地点
(26) の地点	(25) の地点から 195 度 39 分 39 秒	7.91 メートルの地点
(27) の地点	(26) の地点から 198 度 42 分 37 秒	9.68 メートルの地点
(28) の地点	(27) の地点から 202 度 06 分 23 秒	7.95 メートルの地点
(29) の地点	(28) の地点から 204 度 20 分 20 秒	7.58 メートルの地点
(30) の地点	(29) の地点から 207 度 01 分 23 秒	5.54 メートルの地点
(31) の地点	(30) の地点から 209 度 14 分 38 秒	9.85 メートルの地点
(32) の地点	(31) の地点から 212 度 19 分 16 秒	8.20 メートルの地点
(33) の地点	(32) の地点から 214 度 38 分 42 秒	5.56 メートルの地点
(34) の地点	(33) の地点から 126 度 06 分 09 秒	0.45 メートルの地点
(35) の地点	(34) の地点から 214 度 30 分 21 秒	1.15 メートルの地点
(36) の地点	(35) の地点から 298 度 32 分 43 秒	0.49 メートルの地点
(37) の地点	(36) の地点から 215 度 41 分 25 秒	5.63 メートルの地点
(38) の地点	(37) の地点から 216 度 23 分 34 秒	8.53 メートルの地点
(39) の地点	(38) の地点から 216 度 53 分 26 秒	11.67 メートルの地点
(40) の地点	(39) の地点から 216 度 38 分 34 秒	9.38 メートルの地点
(41) の地点	(40) の地点から 216 度 08 分 44 秒	9.16 メートルの地点
(42) の地点	(41) の地点から 215 度 06 分 13 秒	7.15 メートルの地点
(43) の地点	(42) の地点から 213 度 03 分 42 秒	7.74 メートルの地点
(44) の地点	(43) の地点から 211 度 12 分 27 秒	8.06 メートルの地点
(45) の地点	(44) の地点から 209 度 02 分 00 秒	6.04 メートルの地点
(46) の地点	(45) の地点から 207 度 20 分 45 秒	5.84 メートルの地点
(47) の地点	(46) の地点から 293 度 52 分 14 秒	11.06 メートルの地点
(48) の地点	(47) の地点から 285 度 09 分 57 秒	2.47 メートルの地点
(49) の地点	(48) の地点から 27 度 34 分 01 秒	6.39 メートルの地点
(50) の地点	(49) の地点から 29 度 54 分 46 秒	9.31 メートルの地点
(51) の地点	(50) の地点から 32 度 43 分 31 秒	4.10 メートルの地点
(52) の地点	(51) の地点から 306 度 29 分 04 秒	2.62 メートルの地点
(53) の地点	(52) の地点から 36 度 30 分 05 秒	37.17 メートルの地点
(54) の地点	(53) の地点から 127 度 12 分 06 秒	2.31 メートルの地点
(55) の地点	(54) の地点から 36 度 59 分 30 秒	1.22 メートルの地点
(56) の地点	(55) の地点から 36 度 57 分 56 秒	5.38 メートルの地点
(57) の地点	(56) の地点から 36 度 14 分 26 秒	12.96 メートルの地点
(58) の地点	(57) の地点から 34 度 33 分 29 秒	4.89 メートルの地点
(59) の地点	(58) の地点から 33 度 56 分 43 秒	14.44 メートルの地点
(60) の地点	(59) の地点から 31 度 02 分 01 秒	1.97 メートルの地点
(61) の地点	(60) の地点から 23 度 52 分 52 秒	14.39 メートルの地点

D 工区

次の(63)の地点から(75)の地点までを順次直線で結んだ線及び(75)の地点と(63)の地点を結ぶ平成11年秋分の日満潮位(DL+3.39メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(63)の地点	三等三角点 女岳 (北緯 32 度 17 分 35 秒、東経 130 度 09 分 16 秒の地点) から 299 度 00 分 1,634 メートルの地点
(64)の地点	(63)の地点から 20 度 58 分 42 秒 3.62 メートルの地点
(65)の地点	(64)の地点から 22 度 11 分 38 秒 8.78 メートルの地点
(66)の地点	(65)の地点から 24 度 06 分 37 秒 5.74 メートルの地点
(67)の地点	(66)の地点から 127 度 14 分 13 秒 2.53 メートルの地点
(68)の地点	(67)の地点から 115 度 01 分 25 秒 11.50 メートルの地点
(69)の地点	(68)の地点から 114 度 46 分 52 秒 0.66 メートルの地点
(70)の地点	(69)の地点から 231 度 22 分 28 秒 2.34 メートルの地点
(71)の地点	(70)の地点から 202 度 49 分 11 秒 7.19 メートルの地点
(72)の地点	(71)の地点から 201 度 13 分 55 秒 6.69 メートルの地点
(73)の地点	(72)の地点から 200 度 17 分 13 秒 10.02 メートルの地点
(74)の地点	(73)の地点から 199 度 37 分 43 秒 14.03 メートルの地点
(75)の地点	(74)の地点から 199 度 27 分 28 秒 2.85 メートルの地点

E 工区

次の(53)の地点から(61)の地点までを順次直線で結んだ線及び(61)の地点と(53)の地点を結ぶ平成11年秋分の日満潮位(DL+3.39メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(53)の地点	三等三角点 女岳 (北緯 32 度 17 分 35 秒、東経 130 度 09 分 16 秒の地点) から 301 度 55 分 1,636 メートルの地点
(54)の地点	(53)の地点から 127 度 12 分 06 秒 2.31 メートルの地点
(55)の地点	(54)の地点から 36 度 59 分 30 秒 1.22 メートルの地点
(56)の地点	(55)の地点から 36 度 57 分 56 秒 5.38 メートルの地点
(57)の地点	(56)の地点から 36 度 14 分 26 秒 12.96 メートルの地点
(58)の地点	(57)の地点から 34 度 33 分 29 秒 4.89 メートルの地点
(59)の地点	(58)の地点から 33 度 56 分 43 秒 14.44 メートルの地点
(60)の地点	(59)の地点から 31 度 02 分 01 秒 1.97 メートルの地点
(61)の地点	(60)の地点から 23 度 52 分 52 秒 14.39 メートルの地点

F 工区

次の(63)の地点から(94)の地点までを順次直線で結んだ線及び(94)の地点と(63)の地点を結ぶ平成11年秋分の日満潮位(DL+3.39メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(63)の地点	三等三角点 女岳 (北緯 32 度 17 分 35 秒、東経 130 度 09 分 16 秒の地点) から 299 度 00 分 1,634 メートルの地点
(64)の地点	(63)の地点から 20 度 58 分 42 秒 3.62 メートルの地点
(65)の地点	(64)の地点から 22 度 11 分 38 秒 8.78 メートルの地点
(66)の地点	(65)の地点から 24 度 06 分 37 秒 5.74 メートルの地点
(98)の地点	(66)の地点から 307 度 13 分 52 秒 13.77 メートルの地点
(97)の地点	(98)の地点から 282 度 22 分 04 秒 4.02 メートルの地点
(96)の地点	(97)の地点から 253 度 32 分 49 秒 16.70 メートルの地点
(95)の地点	(96)の地点から 234 度 10 分 35 秒 3.12 メートルの地点
(94)の地点	(95)の地点から 90 度 00 分 00 秒 0.71 メートルの地点

G 工区

次の(102)の地点から(52)の地点までを順次直線で結んだ線及び(52)の地点と(102)の地点を結ぶ平成11年秋分の日満潮位(DL+3.39メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(102)の地点	三等三角点 女岳 (北緯 32 度 17 分 35 秒、東経 130 度 09 分 16 秒の地点) から 299 度 06 分 1,669 メートルの地点
(101)の地点	(102)の地点から 37 度 46 分 00 秒 2.42 メートルの地点
(100)の地点	(101)の地点から 42 度 42 分 37 秒 3.26 メートルの地点
(99)の地点	(100)の地点から 72 度 38 分 45 秒 18.33 メートルの地点
(48)の地点	(99)の地点から 105 度 10 分 16 秒 19.04 メートルの地点
(49)の地点	(48)の地点から 27 度 34 分 01 秒 6.39 メートルの地点
(50)の地点	(49)の地点から 29 度 54 分 46 秒 9.31 メートルの地点
(51)の地点	(50)の地点から 32 度 43 分 31 秒 4.10 メートルの地点
(52)の地点	(51)の地点から 306 度 29 分 04 秒 2.62 メートルの地点

(3) 面積

A 工区	53.57 平方メートル
B 工区	618.00 平方メートル
C 工区	1,740.28 平方メートル
D 工区	413.31 平方メートル
E 工区	670.20 平方メートル
F 工区	187.73 平方メートル
G 工区	1,110.49 平方メートル
合計	4,793.58 平方メートル

- 4 埋立地の用途
道路用地
公共施設用地
- 5 関係書類の備置場所
熊本県農林水産部漁港漁場整備課及び熊本県天草地域振興局農林水産部漁港課並び
に天草市建設部道路整備課

熊本県告示第 393 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき公有水面埋立て
に関する工事のしゅん功を認可したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。
平成 20 年 4 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 しゅん功認可年月日
平成 20 年 3 月 31 日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 道路管理者 熊本県
- 3 埋立区域
- (1) 位置
- A 工区
天草市河浦町宮野河内字元浦 261 の 7 地先並びに 261 の 7、263 の 6 に隣接する平
成 8 年 5 月 2 日付け熊本県指令漁第 3 号の免許に係る埋立地地先公有水面
- B 工区
天草市河浦町大字宮野河内字元浦 263 の 6 及び 309 の 10 に介在する無番地（水路）
並びに 309 の 10、309 の 2、309 の 1 及び 309 の 9 に隣接する平成 8 年 5 月 2 日付け
熊本県指令漁第 3 号の免許に係る埋立地地先公有水面
- (2) 区域
- A 工区
次の（1）の地点から（6）の地点までを順次直線で結んだ線及び（6）の地点
と（1）の地点を結ぶ平成 8 年 5 月 2 日付け熊本県指令漁第 3 号の免許に係る埋立
区域と平成 15 年春分の日の満潮位（DL+3.39 メートル）における公有水面との境界
線により囲まれた区域
- | | |
|---------|--|
| (1) の地点 | 三等三角点 女岳（北緯 32 度 17 分 35 秒、東経 130 度 09 分 16 秒の
地点）から 307 度 23 分 1,676 メートルの地点 |
| (2) の地点 | (1) の地点から 81 度 24 分 08 秒 3.76 メートルの地点 |
| (3) の地点 | (2) の地点から 180 度 58 分 49 秒 4.68 メートルの地点 |
| (4) の地点 | (3) の地点から 270 度 25 分 06 秒 0.41 メートルの地点 |
| (5) の地点 | (4) の地点から 181 度 02 分 36 秒 1.21 メートルの地点 |
| (6) の地点 | (5) の地点から 268 度 32 分 08 秒 2.66 メートルの地点 |
- B 工区
次の（7）の地点から（15）の地点までを順次直線で結んだ線及び（15）の地点
と（7）の地点を結ぶ平成 8 年 5 月 2 日付け熊本県指令漁第 3 号の免許に係る埋立
区域と平成 15 年春分の日の満潮位（DL+3.39 メートル）における公有水面との境界
線により囲まれた区域
- | | |
|----------|--|
| (7) の地点 | 三等三角点 女岳（北緯 32 度 17 分 35 秒、東経 130 度 09 分 16 秒の
地点）から 306 度 58 分 1,664 メートルの地点 |
| (8) の地点 | (7) の地点から 93 度 32 分 35 秒 1.39 メートルの地点 |
| (9) の地点 | (8) の地点から 181 度 16 分 04 秒 1.22 メートルの地点 |
| (10) の地点 | (9) の地点から 92 度 36 分 09 秒 0.40 メートルの地点 |
| (11) の地点 | (10) の地点から 181 度 00 分 13 秒 12.90 メートルの地点 |
| (12) の地点 | (11) の地点から 181 度 10 分 41 秒 7.20 メートルの地点 |
| (13) の地点 | (12) の地点から 181 度 45 分 59 秒 2.82 メートルの地点 |
| (14) の地点 | (13) の地点から 0 度 03 分 06 秒 4.45 メートルの地点 |
| (15) の地点 | (14) の地点から 357 度 08 分 08 秒 13.33 メートルの地点 |
- (3) 面積
- | | |
|------|--------------|
| A 工区 | 18.68 平方メートル |
| B 工区 | 16.54 平方メートル |
| 合 計 | 35.22 平方メートル |
- 4 埋立地の用途
道路用地
- 5 関係書類の備置場所
熊本県農林水産部漁港漁場整備課及び熊本県天草地域振興局農林水産部漁港課並び
に天草市建設部道路整備課

熊本県告示第 394 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区
域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 4 月 21 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	並建熊本線	熊本市池上町 758 番 1 地先から 同市春日 1 丁目 1249 番 10 地先まで	前	0 ～ 0	0	延伸
			後	25.0 ～ 103.4	1871	

2 区域を変更する期日 平成 20 年 4 月 21 日

熊本県告示第 395 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 4 月 21 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	人吉水俣線	球磨郡球磨村大字一勝地甲 418 番 13 地先から 同所 420 番 3 地先まで	前	5.3 ～ 13.2	100.0	緊急地方道路受託
				6.8 ～ 18.4	94.9	
			後	5.3 ～ 13.2	100.0	
				9.8 ～ 16.2	34.0	
一般国道	445 号	球磨郡五木村横手 4964 番 1 地先から 同所 4951 番地先まで	前	9.8 ～ 16.2	34.0	地域連携国道
			後	9.8 ～ 12.0	34.0	

2 区域を変更する期日 平成 20 年 4 月 21 日

熊本県告示第 396 号

熊本県標準鶏認定検査及びふ化業者登録検査事務取扱要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 20 年 4 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県標準鶏認定検査並びにふ化業者登録検査事務取扱要項の一部を改正する要項
熊本県標準鶏認定検査並びにふ化業者登録検査事務取扱要項（昭和 37 年熊本県告示第 487 号）の一部を次のように改正する。

第 2 中「知事が」を削る。

別記第 1 号様式中「技術吏員、及び知事が」を削る。

別記第 4 号様式中「殿」を「様」に改める。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

公 告

熊本県公告第 290 号

熊本市に事務所を置く大門樋土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 20 年 4 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	西橋 勇	熊本市八幡 11 丁目 4 番 3 号
理事	田邊 吉朝	熊本市八幡 6 丁目 1 番 113 号
理事	中村 宗一	熊本市護藤町 3446 番地
理事	村上 聰	熊本市護藤町 2297 番地
理事	井上 恵一	熊本市護藤町 2640 番地
理事	後藤 正直	熊本市護藤町 2539 番地
理事	河上 秀亀	熊本市沖新町 3338 番地
理事	西山 達成	熊本市沖新町 3359 番地
理事	伊佐坂 勇	熊本市畠口町 2182 番地
理事	上野 国弘	熊本市畠口町 2277 番地
理事	高田 護	熊本市畠口町 170 番地
監事	川上 劭	熊本市八幡 7 丁目 4 番 45 号
監事	白石 強	熊本市畠口町 2245 番地
監事	松岡 栄興	熊本市畠口町 88 番地 1
就任		
理事	川上 劭	熊本市八幡 7 丁目 4 番 45 号
理事	田辺 喜一	熊本市八幡 6 丁目 1 番 108 号
理事	井上 統	熊本市護藤町 3515 番地
理事	清田 浩令	熊本市護藤町 2130 番地
理事	井上 恵一	熊本市護藤町 2640 番地
理事	下村 次義	熊本市護藤町 2789 番地
理事	西山 達成	熊本市沖新町 3359 番地
理事	浅野 克規	熊本市沖新町 1236 番地
理事	前田 辰美	熊本市畠口町 2264 番地
理事	中村 輝男	熊本市畠口町 2259 番地
理事	奥村 竹一	熊本市畠口町 134 番地
監事	中村 信義	熊本市八幡 7 丁目 3 番 107 号
監事	野添 龍一郎	熊本市畠口町 2293 番地 2
監事	岡村 征四郎	熊本市畠口町 60 番地